

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 常勤役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構（以下「支援機構」という。）の常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤役員の月額報酬は、理事長が定める。

2 新たに常勤の役員となった者は、その日から報酬を支給する。

3 常勤の役員が退職したとき又は解任されたときは、その日まで報酬を支給する。

ただし、病気のためその職に堪えず退職したとき又は死亡したときは、その月分全額を支給する。

(手 当)

第3条 常勤役員には、住居手当、通勤手当、賞与を支給する。

2 前項の住居手当、通勤手当、賞与の額は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の例による。

3 前項の賞与の額を算出する基礎額には、報酬月額に100分の20以内で理事長が別に定める率を乗じて得た額を加算する。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員の報酬、手当等の支給に関しては、この規程に定めがある場合を除くほか給与規程の例による。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年5月26日議決）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。